

中央防災会議 議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 議事次第

日 時：平成30年6月29日（金）8:25～8:37

場 所：官邸4階大会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 防災基本計画の修正について【決定事項】

(2) 災害救助法の一部改正等について【報告事項】

・災害救助法の一部改正について

・大阪府北部を震源とする地震への対応

(3) 会長専決事項の処理について【報告事項】

3. 会長発言（内閣総理大臣）

4. 閉 会

○小此木内閣府特命担当大臣 おはようございます。防災担当の小此木八郎でございます。
これから「中央防災会議」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

時間も限られておりますので、各委員の御紹介は配付の名簿のとおりとさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

3つの議題について一括して説明をした後、意見交換を行い、決定事項につきお諮りしたいと存じます。

議題について、山下内閣府大臣政務官から説明いたします。

○山下内閣府大臣政務官 内閣府大臣政務官の山下雄平です。

お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

本日は、防災基本計画の修正がこの会議での決定事項です。そのほか、報告事項が2件あります。

それでは、議題1の「防災基本計画の修正」について御説明いたします。資料1-1をごらんください。

今回の修正は、直近の法令改正や昨年度の災害における課題への対応などの反映を主な内容としております。

直近の法令改正として、災害救助法の一部改正を踏まえた救助実施市による救助の実施、水防法など一部改正を踏まえた要配慮者利用施設管理者などによる避難確保計画の作成や避難訓練の実施の義務化などを位置づけております。

また、昨年度の九州北部豪雨を踏まえた中小河川にかかわる避難勧告の発令基準の設定や流木対策、平成30年1月から2月の大雪を踏まえた応援協定の実効性確保の重要性の明確化や道路ネットワーク全体の機能への影響の最小化のための措置などを位置づけております。

あわせて、資料1-3のとおり、防災基本計画の添付資料を更新しております。

続いて、報告事項です。

まず、資料2をお開きください。

この通常国会にて、災害救助法の一部を改正する法律が成立し、内閣総理大臣に指定された救助実施市がみずからの事務として被災者の救助を行うことが可能となりました。来年4月の施行に向けて、改正法が円滑に施行されるよう、準備を進めてまいります。

続いて「大阪府北部を震源とする地震への対応」についてです。6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において、学校におけるブロック塀などの安全対策が大きな課題となっています。本件につきまして、文部科学大臣、国土交通大臣から御発言をお願いいたします。

では、林大臣、お願いします。

○林文部科学大臣 6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震、最大震度6弱でございましたが、これによりまして、大阪府高槻市立寿栄小学校のプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなられるという痛ましい事故が発生いたしました。本来、最も安全であるべき学校施設の被災によりとうとい人命が失われたことに対し、極めて重く受けとめております。

今般の地震の被害を受けて、文部科学省では、全国の教育委員会等に対し、幼稚園、小中高等学校等のブロック塀について、安全点検を行うとともに、危険性のあるものについては、速やかに、必要な安全対策を実施すること。改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難したりできるよう、指導を徹底することなどを通知し、安全の確保に万全を期するよう要請を行ったところです。

文部科学省としては、引き続き関係機関と連携しつつ、必要な対策に取り組んでまいります。

以上です。

○山下内閣府大臣政務官 では、石井大臣、よろしく申し上げます。

○石井国土交通大臣 塀の安全対策につきましては、まず、学校の塀につきましては、文部科学省と連携いたしまして、地震発生翌日の6月19日に、特定行政庁に対しまして、学校設置者が行う安全点検について連携して取り組むよう、要請をいたしました。

また、学校に限らず建築物の塀全般につきましては、6月21日に、所有者向けの安全点検のためのチェックポイントを公表するとともに、特定行政庁に対しまして、所有者等へ安全確保の取り組みについて注意喚起するよう求めたところであります。

引き続き、必要な対策に取り組んでまいります。

以上であります。

○山下内閣府大臣政務官 ありがとうございます。

次に、会長専決事項の処理について御説明します。資料3をお開きください。

前回の中央防災会議以降、本日までの間に、資料に記載の64件を会長専決いたしましたので、御報告します。

説明は以上です。

○小此木内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

それでは、審議に移ります。議題につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

まずは、野田委員からお願いいたします。

○野田総務大臣 今回の防災基本計画の修正にもありますが、総務省では、被災市町村の避難所運営や罹災証明書の交付などを支援するため、全国一元的な応援職員派遣のシステムを構築し、今年度から運用を開始しました。

今回の大阪府北部を震源とする地震に際して、総務省では幹部職員を含む3名の職員を現地に派遣し、情報収集等に当たりましたが、引き続き情報収集を行い、必要な場合に

は地方公共団体や地方三団体等の関係機関と協力して、応援職員の派遣をするなど、被災地の一日も早い復旧復興を後押ししてまいります。

以上です。

○小此木内閣府特命担当大臣 続きまして、植田委員、お願いいたします。

○植田委員 先日の大阪北部地震は、私は震源地に近い滋賀県で体験したのですが、改めて地域の防災体制の重要性を痛感いたしました。

消防団は、地域の中核として、これからも女性、青少年を含む地域の皆さんとの結びつきを一層強め、いざというときの安全確保に備えて、日ごろから防災体制強化に努力いたしますが、団員確保にもつながる消防団のPRはもとより、地域の皆さんの防災への関心や危機意識の向上につながりますよう、防災学習車兼災害活動車の一層の普及など、地道な、身近な活動への御支援をお願いいたします。

以上でございます。

○小此木内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

続きまして、横倉委員、お願いいたします。

○横倉委員 お手元の資料4というものを御参考にしてください。

今回の防災基本計画の修正案では、都道府県による保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の整備、それから、その人的支援として、災害時健康危機管理支援チーム、DHEATを位置づけることになりました。

その中で、特に被災地の医師会との連携が重要となってきます。

例えば福岡県では、以前から県の防災計画に基づく医療救護マニュアルで同様の体制をとっています。昨年の九州北部豪雨災害でも、福岡県医師会と地元の朝倉医師会は、超急性期では地域災害コーディネーターである保健所長、DMATや災害拠点病院と連携し、また、その後は県医師会のJMATがDMATから引き継ぎました。

その結果、現地の保健所長からも、避難所での感染症発生や救急搬送が少なく、通常の医療体制の回復が円滑に進み、混乱を回避できたとの報告をいただいております。

災害時の医療に加え、被災地の地域医療、地域包括ケアの復旧のためにも、保健所と医師会との連携が重要であるということを国から示していただきたいと思っております。

以上でございます。

○小此木内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

それでは、今の横倉委員の御発言に対して、加藤厚生労働大臣からお願いいたします。

○加藤厚生労働大臣 今、横倉委員から御発言がございましたが、災害時の保健医療の確保などに関しては、保健所や医師会などを含め、さまざまな関係者がしっかりと連携をとっていくことが大切であります。このために、平時から密接な関係を築いておくことが極めて重要であります。

保健所や医師会などの関係者間で顔の見える関係を構築していくためにも、地域で行われる災害対策にかかわる保健医療関係者の会議や災害訓練等の機会を活用することが有効

であると考えております。

厚労省としても、DHEATの養成研修などを通じて、その旨を自治体に積極的に働きかけてまいります。

○小此木内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

決定事項であります「防災基本計画の修正」については、原案のとおり進めることといたします。

報道の方の入室をいただいた後に、総理より御発言をお願いしたいと思います。

(報道関係者入室)

○小此木内閣府特命担当大臣 それでは、総理、お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 まず、今月18日早朝に発生した大阪府北部を震源とする地震でお亡くなりになられた皆様、被災された皆様へ改めて心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

委員の皆様におかれては、今回の地震への対応にそれぞれの立場で大変尽力をいただいていることに、改めて敬意を表します。

各大臣にあっては、被災地の皆様が一日も早くもとの生活を取り戻せるよう、引き続き、復旧復興に全力を尽くしていただきたいと思います。あわせて、子供たちの安全を守るための対策等、今回明らかになった課題への対応を迅速に進めていただきたいと思います。

今回の防災基本計画の修正に当たっては、配慮を要する方の避難を確保し、逃げおくれをなくすための対策、中小河川における土砂・流木被害を防ぐための水害対策、被災地への円滑な人的支援、とりわけ、医療面を含め災害対応のマネジメント人材の支援の仕組みや被災地自治体との連携など、最近の災害対応の教訓を踏まえた対策を盛り込んでいます。

各大臣にあっては、本日の決定事項に基づき、さらなる防災・減災対策の充実・強化を着実に推進していただきたいと思います。

先ほども、福岡で記録的短時間大雨情報が出されているところであり、梅雨末期の大雨による災害も懸念されます。緊張感を持って対応に当たってください。

政府としては、引き続き、ハード・ソフトを適切に組み合わせた総合的な防災対策に、官民一体で取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○小此木内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

今後とも災害対策の一層の充実に努めてまいりますので、各委員の皆様におかれましても御協力のほど、よろしく願いをいたします。

本日の審議の内容等につきましては、本日の閣議後の会見におきまして、私から発表することといたします。

それでは、これもちまして、本日の会議を終わります。どうもありがとうございました。

た。